

デマンドタクシー実証運行事業 よくある質問（Q&A）

令和8年6月22日更新

項目	No	質問	回答
1. 申請編	1	申請には申請書の他に何か必要なものはあるの？	申請書に加えて、写真（運転免許証と同じ3.0cm×2.4cm）と発行料500円が必要です。なお、窓口で申請する際に撮影することも可能です。
	2	令和7年度も利用していたけどまた申請が必要ななの？	申請をもとに要件を満たしているか確認するため、申請が必要です。
	3	別荘を持っているけど申請できるの？	申請要件（75歳以上等）を満たしており、町内に継続して1年以上家屋である別荘を所有している場合は申請できます。また、別荘所有者と同一世帯で申請要件を満たしている方も対象です。なお、マイナンバーカード等で住所を確認させていただきます。
2. 発行編	4	登録証は即日発行されるの？	即日発行はできません。町税等に滞納がないことを登録要件としているため、納付状況を確認した上で登録証を郵送します。そのため、発行までに7～10営業日ほどお時間をいただきます。
3. 利用編	5	利用券を購入するのに上限ってあるの？	上限はありません。なお、未使用分は払い戻しが可能ですが、必要な枚数の購入にご協力ください。
	6	利用できる時間は何時から何時までなの？	利用可能な時間は、平日の午前8時30分から午後4時までです。この時間内に乗車してください。
	7	温泉施設に行きたいけど、デマンドタクシーは使えるの？	温泉施設は利用可能です。ただし、宿泊施設内の日帰り温泉などを利用する場合であっても宿泊施設を乗降地とすることはできません。
	8	利用対象外の施設や時間帯に利用した場合はどうなるの？	宿泊施設・飲食店への移動や利用可能時間（平日午前8時30分～午後4時）外の利用が確認された場合は、全額自己負担となります。

デマンドタクシー実証運行事業 よくある質問（Q&A）

令和8年6月22日更新

項目	No	質問	回答
3. 利用編	9	目的地に行くまでの間に寄りたいところに寄ってもいいの？	目的地までの直行利用となります。そのため、途中で別の場所に立ち寄ることはできません。また、乗降場所に必ず自宅を含んでください。
	10	登録証を持っている人しか乗れないの？	基本的には利用登録者のみとなります。しかし、登録者の介助等が目的で同じ乗降場所であれば同乗可能です。また、未就学児の利用登録者は必ず保護者と一緒にご利用ください。なお、未就学児の利用登録者の保護者のみでの利用はできません。
	11	1,000円券ってどういうときに使うの？	1,000円券は、町外専用利用券となります。令和8年4月から町民に限りますが、御代田町・小諸市・佐久市の医療施設（歯科診療所および整形外科等除く）に月1回（往復）行けるようになりました。町内の移動で使用する500円券に加えて、御代田町は1,000円券1枚、小諸市・佐久市は1,000円券2枚が片道ごとに必要となります。